

1846年ドイツ関税同盟営業表について

長 屋 政 勝

はじめに

ドイツ社会統計における営業統計の歴史的展開を、その先導を務めるプロイセンを事例にして概括した場合、1880年代以降の帝国統計での職業＝営業調査が成立するまで、①旧プロイセン時代の営業調査、②プロイセン統計局のもとでの営業表の作成、③関税同盟下での営業表、④国家統一前後の営業調査の新方策をめぐる検討、といった4つの段階がみられる。まずは18世紀前半の絶対王制下での商工業育成政策と結びついて、当該地での手工業者および製造施設の捕捉が総監理府の商業・マニュファクチャー担当省（第5省）の手によって開始された。これが旧プロイセンでの営業調査であった。19世紀に入り、プロイセン改革後の統計局のもと、国家統計表の一枠に営業表（Gewerbetabelle）の作成がくみ込まれ、これが統計局での営業表となる。これに続く第3段階として出てくるのがドイツ関税同盟結成後、1846年と1861年の2度にわたる営業表作成である。本稿はこの関税同盟のもとでみられた営業表の前者、すなわち1846年表の成立経過、表構成の特徴、ドイツ社会統計の展開に果たしたその役割を解明することを目的とする。

I 成立経過

1 1843年関税同盟総会

周知のように、1834年1月発足のドイツ関税同盟はその後のプロイセンを軸にしたドイツ統一の経済的政治的基盤となるものであるが、その合理的運営のため各国の税関と監督局およびベルリンの関税同盟中央局の間には定期的な業務交信が義務づけられていた。これら業務報

告・資料が事後的に編纂されることから、後にいわゆる商業報告とよばれる広域ドイツの商品流通・関税統計が生まれえた。併行して関税収益の参加各国への配分基準を人口数においたところから、3年ごとの各国での正確な人口数把握が要請され、これがこれまでの住民名簿や教会記録による人口計上をこえて、直接調査による現住人口調査を部分的にせよ促すことにもなった。

他方で、以上の商業統計および人口統計とは別種の統計が関税同盟の中で作成され、これが農林業を除いた製造・加工、流通・販売、運輸・サービス業の担い手を個人と経営組織を単位にして営業体（Gewerbewesen）の分布という角度から捕捉し、その業種別の人的編成と物的配置を描写しようとする営業統計である。つまり、粗生産＝原材料取得以降の経済活動を対象にして、その人的物的構成を映し出す資料であり、商品流通・貿易統計、後の農業統計と並んで一国経済統計の基幹を成すものとなる。

一国経済の深部に迫るかかる営業統計が参加国の自主性を最大限尊重する関税同盟において必要とされた理由、実施までのプロセス、表作成上での特徴を明らかにすることはドイツ社会経済統計展開の基本契機の解明につながると考えられる。後にこれら関税同盟統計のあり方を検討し、その欠陥を探り出し再編の途を模索する中から関税同盟統計拡充委員会が生まれた。その審議がその後のドイツ社会統計を規定する。帝国形成後のドイツ行政統計の方向は他ならぬこの関税同盟統計拡充委員会による検討の中で構想されたものだからである。

1843年11月11日ベルリンでの第6回関税同盟総会（Generalkonferenz）の席上、バーデン大

公国の関税大使の提案が関税同盟営業表作成の発端である。そこには「輸出および輸入関税率を査定するに際し、またこれにかかわる提案を評価するに際して、営業関係の正確な認識が極めて大きな効力をもつことが多々あり、時にはそれが全く不可欠なこともある¹⁾」とある。つまり、適正な関税率を設定することで関税同盟圏の経済活動を妨げることがないようにする、このためには全体の営業がどのような現状にあるのか、この知識が不可欠である、ということになる。従い、これは同盟参加国すべてにまたがり、それぞれの営業状態を同じ様式で報知するものでなければならぬ。ところが、現状では政府指導のもと同じ調査規定にのっとった広範な営業統計はない²⁾。これを新たに作成することの提案を総会で言うよう政府から託されたのがパーデン大使である。その提案には、かかる営業統計は範囲を限定し局所的需要のために活動している営業体＝手工業は除き、各国における大規模取引 (Grosshandel) 用の営業設備 (工場) ならびに規模は小さいながら大取引のために活動している営業体に限定さるべきとある (これらを「比較的大きな営業」とする)。そして、このための調査の様式は関税同盟中央局 (Zentralbureau des Zollvereins) において追求さるべきとされた。

この提案はこれまでのプロイセン営業統計にみられる伝統的な手工業者層の地域分布、いわゆる手工業者表を除外するというものであった。大取引・遠隔地販売をこととする営業体のみ

捕捉をめざしたいわゆる工場表だけに制限するというものである。また、ここで中央局というのは関税同盟での業務を統括するベルリンの計算局であり、その主務は四半期暫定決算と最終決算のための資料を加盟国の関税監督局との間で作成・整理するところにある。この中央局に営業調査の設計が委ねられたのである。

この提案は入念な審議に付され、多くの大使の賛同を受け、次のような規定が各国政府の承認を得るべく作成された³⁾。

まず、対象領域を各国の「比較的大きな営業」に限定し、以下の項目について次暦年 (1844年) 中に記録を蒐集し中央局へ届け、中央局はこれらを主要概括にまとめ印刷物の形で各国政府へ伝えるものとする。調べられる対象と項目とは、

1. 営業目的用に稼動している蒸気機関——これを用途別 (例、紡績業や織物業、製糖工場) と馬力数で表示
2. 工場 (Fabrik) そのもの、ならびに小規模ながら工場様式で (fabrikmässig) 営まれているもの——ここで工場様式というのは、局所的 (ortlich) な需要のためではなくて、大取引のために活動しているものをさす。主として地域的需要だけをまかない大取引用の活動には与しない、従い工場式とはいえない一切の小経営 (=手工業) は除外される。また、農林業や採鉱業のさまざまな分野、製塩業、鑄貨工場、ビール醸造場や火酒蒸留場も表示対象から外される。
3. 工場ならびに工場様式で営まれている小規模営業については、その業種ごとに、
 - a. 工場数
 - b. 工場で経常的に就業している労働者 (Arbeiter) の数；性と年齢別 (14以下／

1) Die Ergebnisse der Gewerbezahlung vom 1. Dezember 1875 im Deutschen Reiche, Einleitung, II. Die gewerbestatistischen Erhebungen des Zollvereins und ihre Vergleichbarkeit mit der Aufnahme von 1875, *Statistik des Deutschen Reichs*, Bd. 34, Theil 1, 1879, S. (75). (以下、文中での引用では、Ergebnisse と略記する)。

2) とはいえ、個別的には19世紀前半にいくつかの国家において営業調査が実施された例はある。バイエルン (1810年)、パーデン (1829年)、ザクセン (1830年)、ヴェルテンベルク (1835年) といった例である。しかし、こうした中、18世紀中葉以降の総監理府下での手工業・工場調査の伝統をもつプロイセンの営業調査の様式が関税同盟における営業表作成をリードしてゆくことになる。

3) 以下、46年関税同盟営業表の成立経過については以下の文献による。Ergebnisse, a. a. O., S. (75)-(86), E. Engel, Die Nothwendigkeit einer Reform der volkswirtschaftlichen Statistik insbesondere der Gewerbestatistik, *Zeitschrift des Königlich Preussischen Statistischen Bureau's*, Jg. 10, 1870, S. 159ff. (以下、文中での引用では、Nothwendigkeit と略記する)。

15以上), 合計

- c. 営業手段としての機械・装置の種類と数量——織物業での稼動織機（手織機／力織機）、紡績業での紡錘数、製紙工場での紙漉用桶と巻紙製紙機、等々

ここから、工場式といわれる生産と販売の担い手を調べることにこの調査の主眼がおかれていることがわかる。また、工場と単なる手工業との違いが経営形態ではなく取引規模の大小に求められている点に注意しなくてはならない。この工場では比較的大きな建物の中で労働者がまとめられているのがふつうではあるが、しかし分散していても、「ひとりの仲介人 (Factor), あるいは工場問屋 (Fabrikverleger) の支配のもとで働き、彼らから原材料を受けとり、彼らに製品をひき渡す」⁴⁾、このような「比較的大きな営業」もあるとされている。これは明らかに前貸問屋商人による手工業者や農村家内工業に対する支配のことである。問屋制生産がここでは工場とみなされているわけである。これを基礎命題にすえながらも、しかしそれぞれの国家内でどのような営業設備が工場に算入さるべきかは、同盟政府の独自裁量に任されるとある。工場とその他の営業体を分ける統一基準が示されるわけではない。

この後で、規定は工場分野に属する具体的な業種として、紡糸糸用紡績業から始まり、化学製品工場におよぶ37もの名称を羅列している。

工場そのものとは別に、小規模ながら工場式に営まれている営業経営の代表例として挙げられているのが織匠の営業である。これについては単に「稼動織機」をa) 営業用（4種類の布地と布製品、靴下編物とリボン編物別）とb) 副業用（亜麻布、粗羊毛製品、その他別）に分けて調べるとある。同じく、織物業以外の小規模ではあるが工場式の営業では営業種ごとに営業数＝自立して働いている親方数、および経常的な就業者として親方・職人・徒弟の数が一括計上されることになる。工場同様、ここでも工

場式の小規模営業として何をとり挙げるかは、各国政府の判断に委ねるとある。従い、ここには経営主／労働者という就業関係にある営業体の他になお、親方／職人・徒弟といったツンプト制下で支配的であった関係を保持しながら、地域の需要をこえた生産・販売量をもつ経営が工場式営業に含まれているわけである。このようなものの代表例としては、Schwarzwald 地方での木製時計製造、木製遊具製造、製革業、鉄製品製造といった業種が例示されている。「大取引のために実際に著しく重要な営業」のみを営業調査の対象にすべきとする点が再三にわたり強調されている。とはいえ、これが極めてあいまいな定義であり、後に種々の議論をよびおこし、46年営業表の意義をも否定しかねないような見解をひき出すものにもなる。

2 プロイセンでの対応

さて、この提案の批准を求められた各国政府の反応はどのようなものであったか。実際の作成にいたるまでさまざまな対応があったろうが、以下ではプロイセンでの経過をみてみる⁵⁾。しかも、このプロイセンの対応は当初の関税同盟総会での草案を変更させ、これまでどおりのプロイセン営業表に近づけた形での表作成を迫るものともなった。

1844年3月19日、関税同盟での決定はプロイセン財務省から統計局へ伝えられ、資料蒐集と編集結果を関税同盟中央局へ送付しようとの指令が下りた。これに対し、時の統計局長エンゲルハルト（ホフマンの引退後、短期間局長職に就き、すぐディーテリチに席を譲る）は、プロイセンは1810年来毎3年ごとの営業調査の経験を有し、現に1843年表を作成中であることから、関税同盟営業表の必要とするものはこれによって提供できるが、もしこれに追加するもの

5) 以下、プロイセンでの経過については、次の文献による。R. Boeckh, *Die geschichtliche Entwicklung der amtlichen Statistik des Preussischen Staates*, Berlin, 1863, S. 78-80. (以下、文中での引用では、*Entwicklung* と略記する), E. Engel, *Nothwendigkeit*, a. a. O., S. 160-163.

4) Ergebnisse, a. a. O., S. (75).

がありとすれば、それは何かが決められなければならない。必要な追加情報は小規模経営に関するものとされた。これは後に作成するとして、44年12月に編纂された43年営業表が商務庁 (Handelsamt, 1844年6月7日設立され、財務省に替わり統計局を統轄することになった) へ送られた。その際、44年7月29日就任の統計局長ディーテリチは現行営業統計の欠陥を指摘し、その改革案を盛った報告を添付している。ディーテリチの考えでは、小営業体を初めから表から除外することには反対で、いわゆる (狭義の) 営業表と工場表の2本建てによって一国の営業関係が捕捉・描写されるべきであり、前者では局所的営業=手工業を、後者の工場表では小売と卸売双方のために活動している営業が、紡績業・織物業・製造工場・蒸気機関・金属工場・採鉱業とそれに類似の企業別にとり挙げられるべきとした。しかし、これには難問がつきまとい、営業体をそのいずれかに帰属させるかで、多くの誤りが生じることが予想される。中央からの指令だけではこの誤りの防ぐことはできず、ここで営業問題についての専門家の知識と助力が必要となる。さらにディーテリチはこれまでのプロイセン営業表には農業経営と採鉱業についての報知が欠落しているとし、これらは別種の統計によって補完されねばならないとする。加えて、統計局の担当すべき営業統計そのものの一般的性格について、一国の営業関係の全体像を行政区別に概括して提示すべきものであり、工業での個々の生産分野の詳細事は関連官庁や関係する団体・組織の手に任せるべきとする。

ディーテリチの改革案は商務庁長官 F. L. v. レンネや各州長官の支持を得るが、財務省はあくまでも関税同盟総会の決議にそった営業表作成を指示している。その上で、財務省は次の4区分をもった営業表を提示している。すなわち①工場、②工場外にありながら大取引にとり重要な営業、③織機、④蒸気機関に関する表である。手工業者と小規模営業体を除外する点では依然として関税同盟の決議にのっとったもので

ある。

しかし、この財務省案には統計局も商務庁も反対の意を表した。というのは、これでは1819年来のプロイセン営業表との継続性が立ち切れることになるからである。そこで、ディーテリチの改めて提案したものは4枚の表を2枚に縮約し、かつ一方を旧来からの手工業者をくみ上げた表とするものであった。営業設備を工場とそうでない局所的営業に分けることがまず難しく、しかも同じ営業でもこの関係が条件しだいで流動的なのである。営業表を工場と工場様式の営業に限定することでは、その他多くの営業体をくみ挙げるのが不可能となる。手工業者表を加えることで営業体の脱漏を防げるというのがディーテリチの考えであろう。これは地方(州)長官の諮問を受けその多くから支持を得て、財務省の方針をおしのけこれまでのプロイセン営業表に沿った方向での表作成が発進することになる。かかる交渉がはさまり、44年営業表作成は中止となり、次回のプロイセンでの営業調査時の1846年まで先送りされることになった。

統計局 (ならびに商務庁) の構想する2本立の営業表とは以下の構成となる⁶⁾。

手工業者表 (Handwerkertabelle)

- I. 機械技工と手工業者 独立経営者 (親方および自前で働く者)、職人・徒弟
- II. 書物取引のための施設 これまでの営業表の手工業者と商業部門から独立施設と就業者
- III. 商業 店舗、支配人・帳簿掛・店員と徒弟
- IV. 運輸業 海上・河川航行別船舶、積荷能力と乗組員 荷馬車運送と馬匹
- V. 旅館と酒場経営
- VI. 奉公人と手労働者 性別

工場表 (Fabrikentabelle)

- I. 機械紡績工場 5種別、紡錘と労働者
- II. 織物工場での稼働織機 主営業/副業別、主営業での就業者
- III. 天然および化学漂白工場 以下 III-VI, 19種別、施設と機械・装置、労働者

6) R. Boeckh, *Entwicklung*, S. 79, E. Engel, *Nothwendigkeit*, a. a. O., S. 162.

- IV. 染色業
- V. 布地捺染業
- VI. 織物業に類似の工場
- VII. 製造工場 製粉（動力別5分類、ひき臼）・搾油・革なめし・晒布・製材（3種別）・その他、労働者
- VIII. 蒸気機関 営業用途別12分類と馬力
- IX. 金属工場 23種別、労働者、業種にあつては使用機械・装置
- X. 他工場 17種別、労働者
- XI. ビール醸造場と火酒蒸留場

これまでの営業表、とりわけ最新結果である43年営業表と比較した場合、このディーテリチ図式の特徴はどこにあるのか。それは43年表の連続165欄を連結させた87営業種を2分し、工場表と手工業者・その他表に大別したことである。前者は営業表にあった工場部門を業種を増やしてそのまま独立させたものであり、局所的需要をこえた大取引をこととする営業体を、その施設・営業手段（機械・装置）と就業者（労働者）の面で捕捉しようとするものである。これは関税同盟総会において営業表作成の本命とみなされた部分である。他方の手工業者・その他表というのは、43年表にあった残りの機械技工と手工業者、また商業・運輸業・サービス業を一枚の表にまとめたものであり、かなり異質な業種が混在している。ディーテリチが関税同盟案にそつた財務省の意向に抗して、あくまでもプロイセン営業表のこれまでの様式を46年表にももち込もうとした結果である。このように、44-45年はプロイセン内部での一方の財務省と他方の統計局およびそれを支持する商務庁と地方長官層、この間の綱引きの時期であり、結果的には統計局の粘りによってこれまでのプロイセン営業表の枠組みが、2枚の表へ分割されながらも保持されたということになる。この間、後にドイツ営業統計調査に深いかわりをもつことになる R. デルブリュック（1849年以降プロイセン商務省高官、60年代後半以降国務大臣、帝国宰相官房長官を歴任する）が自身地方官として直接に見聞した43年営業調査の不備を衝い

た見解を表明し、統計局はこれを受けて定義の明確化と重複調査の回避へ最大の努力を払ったとのことである。

関税同盟全体にまたがる見本となる書式用紙（Formular）作成はプロイセン財務省に任された。最終様式は各国政府の手によるが、送られた見本と同じ様式にのっとりよとの願望が添えられ、1846年10月25日に発送された。これは同年12月の毎3年ごとの関税同盟人口調査に合わせるためである。

プロイセンではこれまで通り、書式用紙はベルリンから県庁を介して郡（Kreis）へ降りてき、それへの実際の記入は各地の末端在地官庁の任務となる。これが回収されるまでには1年以上の期間、400以上にもおよぶ文書による督促や説明、報告等の交信がはさまれたとある。煩雑な業務であったことがうかがえる。1848年3月統計局における編纂作業が完了し、全般報告は財務省に届けられ、さらに関税同盟中央局に送付された。

この調査は参加国全体で完全に実施されたわけではない。例えば、既に1835年に営業税リスト改訂と関連させて営業記録を作成していたヴュルテンベルクからは一切報告がなく、ブラウンシュバイク、ザクセン、自由都市フランクフルト・アン・マインからは手工業者表が送られてこなかった。従い、この3国については工場表のみしか提示されていない。このような脱落部分をかかえていた。また多くの国では調査時が1846年12月からは遅れ、47年にずれ込んでいる。

こうした欠陥をかかえながらも、同盟各国からもととの調査の目的であった①当該国の一切の製造施設と工場企業（＝工場表）、②これへの付録として工場設備総括表、③機械技工と手工業者表／書物取引に付属する施設と企業／商業／運輸業（海上・河川・陸上貨運送）／旅館・酒場経営／手労働者と奉公人（＝手工業者・その他表）、この3枚の表が中央局に集結した。次の問題はこれがどのような形で公表されたかである。結論的にいえば、これら調査結

果すべてが統一した表示様式にのっとり整理・編纂され、統計報告として十全の体裁をとったものとはなっていない。確かに、上の3枚の表と国・地域が組み合わされて、計27分冊の印刷物としてまとめられ、各国政府に配布されはした⁷⁾。この国・地域区分とは、プロイセン王国、プロイセンと共通関税に参加している他国領域、ルクセンブルク大公国、バイエルン王国、バーデン大公国、ヘッセン選帝国、ヘッセン大公国、テューリンゲン統一国家、ナッサウ公国、ブラウンシュバイク公国、ザクセン王国、自由都市フランクフルト・アン・マイン、この12にまたがっている。また、後には、3部の分厚な報告書に仕上げられ、関税同盟中央局から公刊されてもいる。しかし、後にエンゲルは、「この出版物には序言もなく、歴史的あるいは問題そのものにかかわる序文もなく、伝えられたものを比較する形ではまとめておらず、また通常の標題と内容索引を欠いており、このためこれを利用することは極めて難しく、また手間のかかることになる⁸⁾と厳しい評価を下している。内容面での脱落と同時に、編集上の観点からみても不都合さを多分に有していたものであったということになる。

II 1846年営業表の構成

1 手工業者・その他表

関税同盟内でのプロイセンのもつ力量を反映した形で、46年営業表もこれまでのプロイセンの様式を踏襲せざるをえなかった。それはひとつには、文字通りの小営業層＝局所的販売に限定される手工業者層、また商品取引や運輸、サービスをこことする業種をもとり込んだ全体網羅的統計表を編纂することであった。プロイセン側のいい分は、これにより旧来からの営

業表との継続性が保たれ、従い過去の数量との比較可能性が保証されようし、また広範に分布し社会的生産の担い手として無視できない小規模零細営業体が捕捉されうるところであろう。しかも、46年営業表ではこれらの部分が一括され、「一切の機械技工と手工業者、書物取引に属する施設と企業、商業、船舶航行、荷馬車駄賃運輸、旅館と酒場経営に関する営業表」(以下、これを「手工業者・その他表」とよぶ)として雑多な営業種を一連の統計表に盛り込んだものとなる。他方で、今回の営業表の本命である工場そのもの、ならびに工場様式で営まれている規模の小さな経営の捕捉は別の統計表「すべての種類の製造施設 (Fabrikations-anstalt) と工場企業 (Fabrik-unternehmung) の表」(以下、「工場表」とよぶ)の中で試みられることになる。

プロイセンが設計した書式用紙が関税同盟において採択され、それが各国へ配布されたことは既述した。これを受けながら、各国はその実状に合わせてとり挙げる業種に変更を加えている。また、空欄を設け、調査当局が当該地に特徴的な営業体を別に書き加えることができるようにしてある。いわゆる「開かれた形」(offene Gestaltung) の書式用紙である。加えられた分は後に統計局で整理され、新たなグループが編成されることになる⁹⁾。ここから、関税同盟で準備した営業種の包括的な分類目録とそれぞれの国で実際に作成された営業表のリストでは若干の相違がみられる。

以下ではプロイセン営業表に沿ってその構成をみているが、これはプロイセン商業・営業・

7) この題目一覧は、Ergebnisse, a. a. O., S. (76)-(77)に記載がある。

8) E. Engel, Nothwendigkeit, a. a. O., S. 163. とはいえ、編集上のこの欠陥を割り引いてなお、「ひとつの成果として、ほとんどの関税同盟諸国家ならびに国民経済的に類似したドイツ諸国家の最初の共通の営業統計としていつまでもみなされる」とするのもエンゲルである。

9) この「開かれた形」での書式用紙の採用が46年調査のひとつの特徴となるが、これは調査当局が地域や局所で特徴的な営業を別に空欄に記入し、これにより営業就業者を体系的かつ全体的に網羅しようとするものである。後にそれをグループ分けして整理するという作業が統計局に残されることになる。プロイセンでは後に述べるようにそれが25種にまとめられている。R. Boeckh, *Entwicklung*, S. 79. また、これについては、*Quellen zur Berufs- und Gewerbestatistik Deutschlands 1816-1875*, bearb. von A. Kraus, Boppard a. R., 1989, S. 276, を参照。

公的労働省の発刊で、先のデルブリュックとJ. ヘーゲルが編纂責任となっている1849年刊の『商業雑誌：商業、営業、流通施設に関する週刊誌』の1848年号第5・6分冊に「1846年に対するプロイセン王国営業表」¹⁰⁾の題目で、手工業者・その他表と工場表の2枚に分けて公表されている。

まず、手工業者・その他表の構成とその特色をさぐってみよう。これは以下の6分野を連結させ、個々の業種における調査事項を26地域区分(25県+ベルリン市)の中で記載した総欄181にもおよぶ表である(右端の数字は欄番号)。

I. 機械技工と手工業者	63業種	1-128
II. 書物取引に属する施設と企業	7業種	129-141
III. 商業	15業種	142-167
IV. 船舶運輸	2業種	168-173
V. 荷馬車駄賃運輸	1業種	174-176
VI. 旅館および酒場経営	5業種	177-181

「I. 機械技工と手工業者」はこれまでのプロイセン営業表に伝統的な手工業者についての業種と就業身分の調査である。プロイセンでは既に18世紀前半からその作成が始まっていたものであり、かつては強力なツンフト制下にあった都市手工業者層の親方と職人・徒弟数を計上してきたものである。プロイセン統計局のもとで1816年来、人口調査に職業分類を加えたことに端を発し、19年に独立した営業表における36種、22年営業表の39種、37年営業表の45種と漸次その業種数を増やしてきた。43年表は37年表と同じ業種分類を採っている¹¹⁾。今回の表では、43年表の手工業者部門にあった5業種——紙・

壁紙・油布・油絹工場、活字鑄造場、印刷業・楽譜印刷業、銅・鋼・木版画印刷施設、石版印刷場——がそこからとり除かれ、このうち後の4種は「II. 書物取引に属する施設と企業」に移され、この結果文字通り手工業者に限定された調査となっている。逆に、新たに加えられた業種は以下の22種におよぶ。

消火器と消火器ホース製作者 室内装飾工 剪毛工・光沢仕上師 染物師 舗石工・石工 煙突掃除夫 彫刻師 針工・篩製作者 楽器機械工 金銀箔師 理髪師 髪結い 漁師(営業目的) 野菜・果物栽培者 日傘・雨傘製作者 縫帆工 木ねじ・木靴・さじ・靴型製作者 車大工・修繕工 研磨師 箆製作者 タバコ巻工 詰め綿製作者

従い、43年表からの削除分が5、追加分は22、差引17の増加がみられ、その他を加えて全体で63業種へと膨らむことになった。この新たに追加された業種は、この間実際に新興してきた手工業というより、現存しながらもこれまでは営業調査から漏れていた業種をくみ挙げたものが多い。煙突掃除夫や理髪師などは既に16年表段階で問題にされていたものであり、これらは製造ではなくサービスにかかわるもの、また漁師や野菜・果物栽培者は多くが自給用であるとして手工業の枠から外されてきたものである。このような業種の出入りを含み数の増加はあったものの、この分野での数量表示の性格は、これまで通り主に小経営者層の職業別分布という中にある。46年表からとり除かれた既述の5業種では、手工業部門に入れられながら、施設数把握が目的とされていた。従い、これを他に移すことによって職業調査としての純化がみられる。こうして、ここでの数量表示は手工業者の階層区分で統一され、一方の親方と自前で働く者、および免許取得者という業主層、他方の職人・徒弟という被雇用者層への二分割でまとめられている。親方層は旧ツンフト制での営業の基本的担い手であるが、新たに加えられた業種ではこの欄に数量表示を欠くものが多く、しかも19年表以来一貫してその数も増えている。このことはツンフト制にしばられない業主層の輩

10) Die Gewerbetabelle der Preussischen Monarchie für das Jahr 1846, *Handels-Archiv: Wochenschrift für Handel, Gewerbe und Verkehrsanstalten*, Jg. 1848, Heft 5, S. 436-459, Heft 6, S. 541-594. ただし、工場表を扱った第6分冊における表題は、Gewerbetabelle für die Preussische Monarchie im Jahre 1846, に替わっている。(以下、文中での引用では、Gewerbetabelle 1846 と略記する)。

11) 統計局のもとでの営業表作成の展開については、拙稿「ドイツ社会統計と営業調査」『経済学研究』九州大学、第66巻第3号、1999年8月、同「ドイツ社会統計における国家営業表の成立」『社会システム研究』京都大学、第3号、2000年2月、を参照のこと。

出が背後にあることを物語っている。自前で働く者はすべての業種に数量表示があり、この層だけしか計上されていないものが43年表の11から15へと増加している。免許取得者は43年表同様、大工と左官の2種に限られている。残る就業者層＝職人・徒弟はすべての業種にわたり計上されており、43年表にあった紙・油紙工場と活字鋳造場での労働者が除去され、この結果全体として手工業での職業身分構成が異質な要素を排してそのまま表示されることになった。統計方法論的にいえば、同質の集団の構成という面での前進がみられるということになるのか。

「Ⅱ. 書物取引 (literarischer Verkehr) に属する施設と企業」は46年表で新たに設けられた分野である。とはいえ、そこに挙げられている業種すべてはこれまでの営業表で手工業者と商業分野に分かれて計上されていたものである。既述のように43年表の手工業者分野から4種、商業分野から書籍・美術品販売、骨董屋、貸本屋の3種の計7業種がここに移され、一括して独立した分野にまとめられている。そしてここでの数量表示は初めの4種すべてにおいて施設(製造所)と労働者、特に印刷業での営業手段＝印刷機にまたがっている。後の3種では同じくすべてにわたり施設(店舗)、また書籍・美術品販売のみでそこに就業している店主(Herr)・店員(Kommiss)・徒弟(Lehrling)の総数が計上されている。ここでは、製造、販売、サービスといった性格を異にする経営種が混在しており、数量表示のコードもまちまちである。手工業分野での純化は進んだ反面、そのしわよせがここに現れ、手工業から製造・加工にかかわる4種をここに移し、商業分野から販売・賃借にかかわる3種を含めることで、異質な経済活動が literarischer Verkehr といういささかあいまいな分野名のもとで強引にまとめられている。

「Ⅲ. 商業」。ここでは大きく3つの性格をもった流通・販売業種が列記されている。まず、店舗を開くことなく大規模な取引を専らこととする金融業(主に貨幣、流通証券、手形業務を

営む)、卸売業(独自業務、あるいは委託業務として)、ワイン商、穀物商、材木商、羊毛商、仲買商(商品、両替、船舶仲買)の7業種、次に店舗を開いて販売業務に従事する商人層が5取扱品(香料、呉服、金属、小間物、その他)別に計上されている。そして最後に小商人層として、雑貨、食料品、巡回の3種が挙げられている。ここでは記載事項が帳場・事務所や店舗といった物的側面と営業主(主人)・店員・徒弟の就業面に分かれている。すなわち、金融業から羊毛商まではその取引事務所(これはまた営業主の数に対応)と主人・店員・徒弟の数、仲買人ではその営業主のみ、店舗を開いている商業では店舗数(営業主数に対応)と主人・店員・徒弟の数、終わりの小商人層では営業主の数が計上されることになる。43年表と異なり、単に営業主のみならず、主人・店員・徒弟欄が新設されたことにより、商業での就業人口が初めて概括されることになった。しかし、その内部での細かな階層区分にまでは進んでいない。とはいえ、それぞれの業種での総数から施設数に対応する営業主の数を差引くことによって、雇われている店員・徒弟数を推計することは可能である。

「Ⅳ. 船舶運輸 (Schiffahrt)」は海上航行 (Seeschiffahrt) と河川航行 (Flußschiffahrt) とに大別され、それぞれでの船舶数ならびにその積荷能力(単位 ラスト＝2トン＝4000ポンド)、および乗組員 (Schiffsmannschaft) 数が記載されている。先の2項はこれまでどおりであるが、乗組員の項目は46年表で新たに計上されたものである。

「Ⅴ. 荷馬車、街馬車、旅馬車 (Fracht-, Stadt-, Reisefuhrwerk)」。ここは陸上運輸が対象となっているところである。小経営体が多いことから、自前で働く者＝業主、そこで使用されている馬匹数、従業員の分類コードが準備されている。

最後に、「Ⅵ. 旅館-, および酒場経営」がくる。対象はサービス業であるが、教養身分用旅館と農民用旅籠では施設数(営業主数に対

応)、酒場・撞球場経営では営業主数、そして楽師のところには飲食店や宴会で営業として演ずる者(＝自前で働く者)の数が記載されている。

43年表までであった奉公人(Gesinde)の調査は今回の46年表では新たに手労働者(Handarbeiter)層をつけ加えることによって拡充されている。この手労働者とは機械を操作する労働および頭脳労働と区別され、「独立して手仕事で生活している者」と定義され、具体的職種として日雇労働者(Tagelöhner)、樵(Holzhauer)、道路工事人夫(Chausseearbeiter)、鉄道工夫(Eisenbahnarbeiter)、女縫工(Nähterin)、洗濯女(Wäscherin)が挙げられている¹²⁾。その数は男性87.3万人、女性59.7万人、計147万人とあり、これに奉公人層(性別×個人的サービスと農業等での下男・下女)127万人を加えると、総計274万人におよび、当時の総人口の約17%という大きな数量となる。これは営業調査というより職業調査に属するものであるが、この手労働者の調査には多大な困難が付きまとい、数量の信頼性には当局自身も自信がもてなかったとされている。それは、その種類が極めて多種であること、また営業就労者との区別がつきにくいことに理由があるとされている。そして、これは本来の営業調査ではないため、先の営業表とは別掲されるとある。

以上が、手工業者・その他表の概略である。ここでは、営業体の経営設備面と人的就業面が未整理のまま、混然と一枚の表に羅列されていることがわかる。既に別稿で指摘したように、1819年来のプロイセン営業表は経営調査と職業調査を未分化にしたままで継続作成されてきたものであるが、この性格は46年表においても変わっていないのである。関税同盟総会決議ののっとり、これまでは連結様式にあったすべての業種から特に製造施設表を独立させた。このために、残った手工業、商業、運輸業、サービス業がそのまま一括され表にまとめられた

ものであり、この結果ももとの表がかかえていた内的異質性がここにきてさらに目立ってくる。物的製品の製造、加工・精製をこととする本来の手工業に、販売・流通・サービスという不生産的分野をつなげ、また記載事項も手工業分野では専ら就業構成に偏り、それ以外では営業設備と就業の両面にまたがっている。このような表の不統一性は46年表においても克服されていない。また、46年表の手工業者層にはこれまでなかった理髪師や髪結い、また煙突掃除夫などのサービス職種が、また漁師や野菜・果樹栽培者といった粗生産に近い職種も加えられ、本来の手工業とは異質なものが混入し始めている。このことは狭義の手工業調査からより広い職業調査へと広がってゆく徴候とみなしうるものであろうか。

Ⅱ以下の分野では、就業者の表示が拡張してきたことが看取できよう。これは書物取引に属する分野での労働者、また特に商業分野での主人・店員・徒弟、さらに運輸業での船舶乗組員や陸上運搬従業員にみられるとおりでである。かつ、先述の通り、手労働者という新たなカテゴリーの下、これまで無視されてきた労働者階級のかなりの部分が調査網にかけられることにもなった。

以上のように考えると、この表全体、すなわちⅠからⅥ分野すべてにまたがる共通の性格を求めても、これは難しいことになる。営業経営者(Gewerbetreibende)が捕捉の対象となっているのが手工業者分野であり、ここでは業主＝親方以下の職業身分構成が描写の主眼におかれている。他方で、営業経営(Gewerbebetrieb)そのものが対象とされているのがⅡ以下の分野であり、これまでの営業表同様ここでは施設(製造所、帳場・事務所や店舗、旅館・酒場)の把握が目標になっている。ただ、46年表ではこれに就業構成にも可能な限り調査を拡め、新たな分類項目——主人・店員・徒弟、船員や荷馬車運送従業員——がつけ加えられている。しかし、これはあくまで部分的なものに留まり、全業種にわたり詳しい就業関係が記載されてい

12) Gewerbetabelle 1846, a. a. O., S. 593-594.

るわけではない。従い、設備調査に就業者調査を加えることで営業調査としては幅を拡めたということにはなるが、そのいずれもが中途半端なものに終わっている。Ⅱ以下全体では、異質な経営体が機械的に連結されており、その点で雑多な要素の寄木細工と批判されてもいたしかたがない。この面では、これまでのプロイセン営業表の悪弊、すなわち異質な経営主体の混在＝内的同質性の欠落がここに集約して現出しており、これが統一的分類基準の採用を妨げることになっている。

2 工場表

46年表作成の本命は工場表、つまり「製造施設と工場企業」についての表にある。しかも、これまでの営業表にあった工場部門を大幅に拡大し、内容的な充実を計ったのが46年営業表といえよう(別掲工場表の記載事項を参照)。このことは分野の配列・業種数・記載項目、このいずれにおいてもみてとれる。関税同盟総会決議においても、経験的に判断して、工場そのもの、および工場様式の経営の多い業種名が37種別記されていた。ここで工場というのは、文字通り資本主義的経営のもとでの機械制工場はもとより、小規模ながらその販売が特定顧客の注文や局所的範囲に留まらず、大取引や遠隔地取引に応えるものをいう。具体的にはマニュファクチャーや問屋制生産であり、工場と狭義の手工業の中間にある営業体も工場に含まれているのである。とはいえ、個々の営業を前にしてそれを工場表にくみ上げるか否か、その線引きはすべて当該国の調査当局の裁量にまかされている。具体的指示は中央(関税同盟中央局)から降りてくるわけではない。「国家の中でどのような営業設備(Gewerbeanlage)が工場に編入されるかは、当該の同盟政府の裁量に委ねられねばならない。しかし、一般的には以下の基本命題が指導的となるべきである。すなわち、日常的な手工業の拡がりをこえ、主として大規模取引のために活動している営業設備が工場として計上される、というものである」¹³⁾とされ

ているにすぎない。この点のあいまいさは後々の1870年代まで未解決のまま残されることになる。

まず、46年表ではこれまでのプロイセン営業表中の工場部門での配列を変え、7分野のうち最初の3分野を繊維業にとっている。すなわち、Ⅰ. 機械紡績業、Ⅱ. 織物業、Ⅲ. 織物業に類似する工場である。機械紡績業では羊毛(紡毛糸 Streichgarn/梳毛糸 Kammgarn 別)、木綿、亜麻(麻糸/粗麻糸別)の3製品別に営業施設と営業手段(機械・装置)、つまり工場と紡錘(Feinspindel)数が記載されている。ここまでは以前の営業表と同じである。しかし、先にみた関税同盟総会決議にあった就業者構成が「労働者」欄において、性別と年齢別(14以下/15以上)を伴って表示されている。

織物業では旧来の表示様式と新規のそれとが混在している。すなわち、すべての種類の独立営業としての織工、家内工業的織工、工場織工とそれらの織機が一括されて、1において稼働織機がまず、A. 営業、B. 副就業別に、さらにそれぞれで7種と3種の製品別に、従い計10亜種にわたり、個々で使用されている織機数が計上されている。ここまではいままで通りの表示様式である。新しい点は、営業様式の織物業で就業者に関する数量が「親方・職人・徒弟」欄に計上されていることである。就業者が労働者ではなく、しかもその織機には「自前のため、同じく賃金のため稼働している」とする規定がある。これらのことは営業として営まれているこの織物分野であっても、いまだに機械制生産よりも手工業生産の方が重きをなしていることの反映であろう。さらに、4から13までの新たな織物業種の追加があり、そこでは施設と機械・装置＝織機(しかも、力織機 mechanischer Stuhl/手織機 Handstuhl 別区分を伴って)¹⁴⁾、そして労働者(性別×年齢別+合計)

13) Ergebnisse, a. a. O., S. (75).

14) ここで、力織機(power loom)というのは、「水と蒸気力で動かされ、男女の労働者が監督している。その場合、1人の成人がふつう2台の織機を、子供1人の補助のある場合にはそれ以上の織機を視ることになる」ノ

工場表における記載事項（プロイセン王国）

分野・業種	営業設備		就業者		欄番号
	施設・工場	機械・装置	親方・職人・徒弟	労働者	
I. 紡績物 機械紡績業					
1. 羊毛				◎	
a) 紡毛糸	○	○		◎	1- 7
b) 梳毛糸	○	○		◎	8- 14
2. 木綿	○	○		◎	15- 21
3. 亜麻					
a) 麻糸	○	○		◎	22- 28
b) 粗麻糸	○	○		◎	29- 35
II. 織物					
1. 稼動織機 自前と賃金用					
A. 営業として					
a) 絹と半絹		○	○		36,37
b) 木綿と半木綿		○	○		38,39
c) 亜麻布と半亜麻布		○	○		40,41
d) 羊毛と半羊毛		○	○		42,43
e) 靴下製造		○	○		44,45
f) リボン織物		○	○		46,47
g) その他		○	○		48,49
B. 副就業として					
a) 亜麻布		○			50
b) 粗毛布地		○			51
c) その他		○			52
2. 羊毛, 木綿, 亜麻からの撚糸, 編物糸, 刺繍糸, 縫糸用工場	○			◎	53- 58
3. 絹縫り, 絹巻揚げ, および絹撚糸施設	○			◎	59- 64
4. 羊毛, 半羊毛布地のための工場					
a) 毛布地工場	○	⊕		◎	65- 72
b) その他	○	⊕		◎	73- 80
5. 木綿, 半木綿布地工場	○	⊕		◎	81- 88
6. 亜麻布地工場	○	⊕		◎	89- 96
7. 絹, 半絹布地工場	○	⊕		◎	97-104
8. 肩掛け工場	○	⊕		◎	105-112
9. リボン工場	○	⊕		◎	113-120
10. 絨毯工場	○	⊕		◎	121-128
11. 縁飾り商品工場	○	⊕		◎	129-136
12. 靴下工場	○	⊕		◎	137-144
13. レース工場	○	⊕		◎	145-152
III. 織物業に類似の工場					
1. 天然・化学漂白工場				◎	
a) 布地漂白工場	○			◎	153-158
b) 撚糸漂白工場	○			◎	159-164
2. トルコ赤染色工場	○			◎	165-170
3. 絹染色工場	○			◎	171-176
4. その他の染色工場	○			◎	177-182
5. 一切の種類布地捺染工場	○	⊕		◎	183-190
6. 光沢仕上・裁断・晒施設	○			◎	191-196
7. 詰め綿工場	○			◎	197-202
8. 毛紡績工場, 梳毛工場, 織縁紡績工場	○			◎	203-208
IV. 製造工場					
1. 製粉工場					
a) 水力	○	○	○		209-211
b) 風力（ドイツ式・オランダ式別）	○		○		212-215
c) 畜力	○	○		○	216-218
d) 蒸気	○	○		○	219-221
2. 搾油工場	○			○	222,223
3. 晒布工場	○			○	224,225
4. なめし革用樹皮磨白工場	○			○	226,227
5. 製材工場（ドイツ式・オランダ式・円鋸式別）	○			○	228-233
6. その他工場	○			○	234,235
V. 蒸気機関, 蒸気が機械的に稼動している（除, いわゆる蒸気釜）					
1. 機械紡績工場用		⊕			236,237
2. 織物工場用		⊕			238,239
3. 晒布工場用		⊕			240,241
4. 機械工場用		⊕			242,243

5. 製粉工場用			⊕		244,245
6. 製材工場用			⊕		246,247
7. その他の製造工場用			⊕		248,249
8. 採鉱業用			⊕		250,251
9. 水運業用			⊕		252,253
10. すべての種類の金属製造用			⊕		254,255
11. 鉄道用 (機関車と稼動蒸気機関)			⊕		256,257
12. その他			⊕		258,259
VI. 金属工場, および採鉱業に附属するか, また類似の企業					
1. 鉄工場 (炉の6種別)	○		⊕	◎	260-271
2. 針金工場	○			◎	272-277
3. 梳櫛工場	○			◎	278-283
4. 縫針工場	○			◎	284-289
5. ビン工場	○			◎	290-295
6. 鉄商品・ブリキ商品工場 (4種別)	○			◎	296-305
7. 製鋼工場 (炉の4種別)	○		⊕	◎	306-315
8. 鋼鉄商品工場	○			◎	316-321
9. 鋼工場	○			◎	322-327
10. 真鍮工場	○			◎	328-333
11. 精錬工場 (鉛から硫黄生産にいたる8製品)	○			◎	334-339
12. 青銅商品工場	○			◎	340-345
13. 機械工場	○			◎	346-351
14. 小銃工場	○			◎	352-357
15. その他の金属工場	○			◎	358-363
16. ガラス工場	○		○	◎	364-370
17. ガラス研磨工場	○			◎	371-376
18. 陶磁器工場	○			◎	377-382
19. その他の陶磁器工場	○			◎	383-388
20. 医療用および営業用化学製品工場	○			◎	389-394
21. 可燃物工場	○			◎	395-400
22. 火薬工場	○			◎	401-406
23. 石膏, アスファルト, セメント, Schlemmkreide 工場	○			◎	407-412
24. 炭酸カリ・Weidasch 煮沸工場	○			◎	413,414
25. 石灰焼工場	○			◎	415,416
26. レンガ工場	○			◎	417,418
27. タール窯	○			◎	419,420
VII. その他の工場					
1. 防水布および油絹工場	○		⊕	◎	421-426
2. 製紙工場	○			◎	427-434
3. 壁紙工場	○			◎	435-440
4. 板紙, 色紙, 厚紙細工, 金モール, 屋根紙, 紙軟塊工場	○			◎	441-446
5. トランプ工場	○			◎	447-452
6. ゴム商品工場	○			◎	453-458
7. 皮革および革商品工場	○			◎	459-464
8. タバコおよび巻きタバコ工場	○			◎	465-470
9. 精糖工場	○			◎	471-476
10. 甜菜製糖工場	○			◎	477-482
11. 代用コーヒー工場	○			◎	483-488
12. 石鹼, 蠟燭, 油および油商品工場	○			◎	489-494
13. 澱粉および糊, 食用澱粉工場	○			◎	495-500
14. 封蝋, 封じのり, 羽茎, 鉛筆, 鋼ペン工場	○			◎	501-506
15. 日傘, 雨傘工場	○			◎	507-512
16. すべての種類の塗物工場	○			◎	513-518
17. 金・銀マニュファクチャー	○			◎	519-524
18. ボタン工場	○			◎	525-530
19. 車工場	○			◎	531-536
20. ビール醸造場	○			◎	537,538
21. 火酒蒸留場	○			◎	539,540
22. 蒸留施設	○			◎	541,542
23. 芳香水および化粧石鹼製造工場	○			◎	543,544
24. 酢工場	○			◎	545-550
25. その他の工場	○			◎	551-556

注1): これらの事項が26地域区分 (25県+ベルリン市) の中で表示されている

2): ○-単一数量の表示のみ

◎-年齢別 (14以下/15以上) ×性別+合計の表示あり

⊕-複数種の装置の表示あり

⊕-機関数と馬力の表示あり

の表示となっている。上の稼働織機と就業者中、工場様式での営業にある織機と織工が別途計上されることになる。ここでは、羊毛、木綿、亜麻、絹を基礎材料にした加工・精製をこととする織物業がとり挙げられているが、それらは工場もしくは工場様式の経営にあるとみなされていることになる。中には旧来の手工業の枠から工場制生産に移行したと思われる業種もあり、それはリボンや絨毯、縁飾りやレース、靴下製造といったものである。また羊毛・木綿・亜麻布・絹による布地製品においても工場制が展開していることを背景にして、このような表示が加えられたものであろう。とはいえ、ここにある織機の力織機／手織機の比率ではいずれの業種にあっても後者の比重が圧倒的であり（全体の平均では、1対23）、機械制生産の全般的伝播といったものはまだ伝わってこない。なお、この分野にその2と3で捻糸や編物糸、刺繍糸や縫糸の製造、生糸繰り等にかかわる業種が記載されているが、これはその性格からみてⅠの紡績部門に移されるべきものであろう。

「Ⅲ. 織物業に類似した工場」では漂白業と染色業を中心にして関連する工場が8分野にまたがって計上されている。22年表以来とり入れられた染色関連業種がいくつかに分岐しつつ、ここでは工場として扱われている。この分野ではすべて工場施設と労働者に数量表示があり、布地捺染工場のみで機械・装置としての捺染機と印刷機数が添えられている。

このように、Ⅰ～Ⅲ分野にかけて、43年表に較べ繊維業での表示項目と内容に大幅な増加がみられる。43年表ではわずか23欄に留まっていたものが208欄に増えている。これは工場用織機と工場織工の二重記載をさし引いてなお、各種の紡績関連業種が営業手段と就業者を伴って

つけ加えられたことの結果である。

「Ⅳ. 製造工場」は旧来の表示様式とほぼ同じである。すなわち、製粉・搾油・晒布・なめし皮用樹皮磨臼・製材・その他の6種にまたがり、すべてにおいて施設数が、加えて製粉では水力・畜力・蒸気力製粉において営業手段としてのひき臼 (Mahlgang) がとり挙げられている。また就業構成として水力・風力製粉では親方・職人・徒弟数が一括計上されている。他はすべて就業労働者である。水力と風力製粉工場ではいまだに旧い親方制度が残されていることの表れであろう。43年表まではこの分野には製紙工場が含まれていた。しかし46年表ではここから外され、後にくる「Ⅶ. その他の工場分野」へ移されている。

「Ⅴ. 蒸気機関」は新設分野である。43年表では工場部門への別表として添付されていたものである。これを工場表そのものの中に独立分野としてくみ入れたのが今回の表である。プロイセンでは1830年代以降、この蒸気機関の利用状況把握が行財政にとって必須事項となり、統計局にその調査が要請され、37年から営業表への追加表として継続作成されてきたという経過をもつ。今回ののはこれまでの7種の用途別分類をさらに細分し、かつ晒布工場用を加え計12種に増やし、各地域（県）での使用機関数（ただし、いわゆる蒸気釜 Dampfkessel は除いてある）とその馬力数の分布が示されている。43年表での総計1091機関と27242馬力に比し、46年表では1491機関と40129.5馬力と、この3年間の大きな上昇がみてとれる。これを工業進展の好ましい徴候としてきたのがプロイセン統計局であった。従い、40-43年間に続き、43-46年間にもその好ましい傾向は継続しているとみることができよう。

「Ⅵ. 金属工場、および採鉱業に附属するか、また類似の企業全般」。ここでは、従来通り採鉱・採石を除いた、それ以降の金属素材の製造・精錬、金属製品の製造・加工・精製、およびレンガ、ガラス、石灰製造、化学製品製造等々に属する営業体がこれまでの10営業種をは

、(W. Dieterici, Uebersicht der in den verschiedenen Provinzen des Preussischen Staats für Gewebe aller Art bestehenden Fabriken und der mit denselben in Verbindung stehenden Bleicherei, Färberei und Druckerei, Mittheilungen des statistischen Bureau's in Berlin, Jg. 1, 1848, S. 154. 以下、文中の引用では、Uebersichtと略記する)。

るかにこえ、27種にまたがって表記されている。そして、施設数と性別・年齢別区分を伴った労働者数の計上がほぼ全体におよんでいる。関税同盟総会がこの面に調査の力点のひとつをおいていたことがうかがえる。ただ、この分野で営業設備の機械・装置に数量表示があるのはわずか3業種に限られている。すなわち、鉄工場では炉の6種別（溶鋳炉・精錬火床・攪鍊鉄炉・鍊鉄炉・溶銑炉・反射炉）、および製鋼場では4種別（精錬火床・精錬炉・鋼化炉・鑄鋼用坩堝炉）分類が施されている。ついで、ガラス工場にも炉数の表示がある。なお、鉄商品・ブリキ商品工場では唯一亜種分類が加えられ、①大鎌鍛冶工場、鎖・鋤鍛冶工場、ねじ・釘・針工場、②他の鍛冶工場（小物鉄商品工場・鑄鉄工場・ブリキ商品工場）、③棒鉄圧延工場、④ブリキ圧延工場の4種への細区分がみられる。

最後に「Ⅶ. その他の工場」分野がくる。計25業種が挙げられ、施設数と労働者数（そのほとんどで性別×年齢別を伴う）が計上されている。機械・装置面ではただひとつ製紙工場において、紙漉用桶と巻紙用製紙機の数が増えられているだけである。先述のように、この製紙業はこれまでは製造工場に含められていたが、46年表では「その他」にまわされている。43年表にあった精糖、甜菜製糖、澱粉製造をはるかにこえて、さまざまな業種が追加されている。これは43年表までは全く不十分であった部分を意図的に拡充した結果であろう。具体的には、各国で特徴的な営業を自由に記入する欄に挙げてきたものを整理したものである。従い、関税同盟総会が後にそれらを網羅し列記したおびただしい業種数と較べると、かなり縮小された表示内容となっており、プロイセンではそれが25種にまとめられたということである。この中にはこれまでプロイセン財務省により、工場部門への付録として税務資料から別途作成されていたビール醸造場と火酒蒸留場もこの分野に包摂されている。

以上が工場表7分野にみられるそれぞれの表示形式と内容の特徴である。最初に述べたよう

に、これまでの工場部門に較べ、とり挙げられた業種数に著しい増加がみられる。また、可能な限り同種の業種をまとめ、それを7つに統合してもいる。加えて、初めて就業者の包括的捕捉も試みられ、多くの業種において性別・年齢別分類が施されている。これらはいずれも関税同盟営業表という新たな段階にみられた前進といつてよい。とはいえ、こうした拡張はあったものの、46年表の基本性格はこれまでのプロイセン営業表のそれをひきずったもので、製造・加工過程にみられる生産要素の配置を点的拡がり＝外延量において捉えようとするものであることには変わりはない。

このことは以下の点に端的に表れている。ひとつの施設内で工場内分業が行われている——例えば、ある織物工場で紡毛糸紡績場、染色場、仕上げ施設が併置されそれぞれ独自業務が遂行されている——場合、工場表ではこれは4度にわたり、それぞれの作業場ごとに設備と労働者の記入が実施されたとある。これは作成にあたり商務官僚デルブリュックの勧告を受けてのことという。経済学的にいえば有機的のマニュファクチャーにみられる形態といえようが、営業表では経営形態の特徴を類別表示することなく、各製造場所がそれぞれ独立の営業体とされ、まとまった工場組織ではなく4つの営業体の加算とされている。このような分解表示が採られるのは、「それぞれの工業分野の全体的な拡がり (Umfang) をみること」¹⁵⁾に目的があるためとされている。つまり、経営形態なり経営内容の特徴よりも、物的人的単位の外延的拡張に関心が集中しているということである。

46年営業表の附録表が2枚作成されている。その附録1は工場表ではさまざまな欄に分離されているが、実際にはそれら分野を統合してひとつの大きな施設を成している工場設備 (Fabriketablisement) とそこにおける製造分野 (Fabrikationszweige)、そこでの就業労働者 (性別×年齢別+合計) の数を一国全体でまと

15) Gewerbetabelle 1846, a. a. O., S. 441.

めて報告するものである。先の分解表示を補完するものである。附録2は工場表の製造工場にある「6. 技術的営業目的用の他工場」が排水・給水場以下の12種にわたり、その施設数と労働者数を伴って計上されているものである。

これらを通して考えてみると、46年工場表も先に指摘したいくつかの前進をもっていることは否定できないが、その基本的性格においてはこれまでのプロイセン営業表のそれを継承していることがわかる。すなわち、製造施設の物的側面——作業場と機械・装置——把握に主眼が置かれていることである。これに46年表において初めて就業者数を加えることになり、可能な限りその性別・年齢別区分を施すことにはなった。しかし、これも就業者総数の記載に留まり、就業面での人的構成にはおよんでいない。従い、経営組織（独立手工業から機械制工場にいたるさまざまな組織形態）なり経営内容（資本額、製造商品量、販売額、労働者への支払い賃金、等々）、就業者の経営内身分構成（所有者・雇用主と中間管理者、被雇用者）、こうした側面への経営調査としての展開はここにはみえていない。プロイセン営業表のもつ歴史的制約をいまだに帯びたものといわざるをえない。

18世紀中葉以降の歴史をもつものがプロイセン営業表といえる。旧プロイセン時代には時の重商主義政策のもと、個々の営業体の内容面にたち入った経営調査の萌芽といえるものがみられた。しかし、これが自由な経済活動への干渉とみる営業主側の反撥と抵抗を招き、正確な申告を妨げ、ために特に工場表の信頼性には疑問が多いとされている。この間の事情につき、当事者のディーテリチは次のように総括している。「国家目的にとり必要などのような調査（Nachforschung）も、例えばある製造分野での経営資本、販売、使用原材料、そこからの完成商品量、労働者の数と賃金、等についての調査はふつう財政上の方策として考察されている」。このため被調査者の報告は「かたくなに拒まれるか、意図して誤りをもってか、または不完全にしか提示されなかった」。ここから調

査に方向転換が出てこざるをえない。これまでの工場表から離れ、「ただ一般に簡単には隠すことのできない製造の特徴（Kennzeichnen）、例えば織物業においては織機数や性別・年齢別のその就業労働者数に限定されたのである」¹⁶⁾。また、これは営業の自由が進展する19世紀10年代以降の時代趨勢とも合致していた。プロイセン財務省、商務庁、さらに統計局の主要ポストには多くが自由主義的経済政策を是とする人物が就いていた。デルブリュック、またディーテリチも然りである。これらが経営内容に切迫した記載項目を避け、またそれへの回答を拒む経営者層の抵抗を国家の強権をもってしておし切るとうい方向をとらせなかった理由と考えられる。つまり、「すべての統計的観察は単に大きな特徴と概略の中でさまざまな行政部分別に全土の状態を告示し、全体的関係像にとっての真なるものをみ出すことを目的にしているだけである；さらに商工業行政にとって統計表はあれこれの州で特に栄えている営業があるか、またそれはどのようなものか、等々、こうした主要観点を提供しうるだけであろう；例えば化学工場でどのような製品が特に製造されているか、等々といった特殊な知識が重大であれば、工場委員や商業会議所およびその他の適当な省庁や機関がかかる問題について詳細な特別報告を行わなければならない」¹⁷⁾。これがプロイセン営業表の作成方針であった。現代からみると、隔靴搔痒の感をもたせる表示内容ではあるが、統計調査実施の社会的条件が未成熟であったことに加えて、当時はこのような全体的概括をまず獲得して、それを行政区別に比較提示することが統計の任務とされていたのである。

III 1846年営業表をめぐる評価

1 46年表への批判

46年営業調査ではこれまでも増して、営業

16) W. Dieterici, Uebersicht, a. a. O., S. 149.

17) これは46年表作成に関し、当初（1845年1月2日）のディーテリチ提案に添えられた統計調査に関する当人の見解とされる。R. Boeckh, *Entwicklung*, S. 78.

経営者自身を積極的に調査にくみ入れた調査といわれる。既に調査の企画段階において、経営者自身に外国との取引や関税率設定に際して不利益を蒙ることのないよう、全国各地の営業関係の実情報告とその集成に協力するよう動機づけを与えている。この点ではザクセン州長官を先頭に多くの地方長官の賛同を得たとある。これに各当該地での商業会議所や営業同盟 (Gewerbeverein), 商人共同組合 (kaufmannische Korporation), その他識者の知識・見解をくみ入れ、現状知悉に努めようとしている。また、既述したように工場表の書式には空欄を設け、それぞれの地方に特徴的な営業体を地方調査当局が自由に記入できる様式を採用している。また、集計結果の点検を当地の営業関係に詳しい当事者を加えて行ったとされる。つまり、可能な限り、各地方の営業関係者の積極的参加をひき出そうということである。こうした意気込みにもかかわらず、結果的にはこの46年表は期待に値する成果をもたらさなかったとされている。当事者そのものの側にも大きな不満が残ったようである。それは、一般的には工場所有者の側にはその業務の規模について申告を拒む傾向があり、調査当局の側にも工場表が当地での該当営業分野の範囲について正しい映像を提供する点に確信をもてなかったことである。やはり、一国内部の問題としては全体網羅性に疑問があった。また、調査に不参加であったり、参加しても不完全な回答しか送ってこなかった国家があったという事態である。さらに、1848年に至ってもまだ各国政府からの営業表が出揃わず、同年の政治的不安状態が絡んだため十全な補完のできないままに終わった¹⁸⁾。

後にプロイセン統計局近代化の担い手となるエンゲルは調査の指示そのものに欠陥があったとみる。この調査によって何が調べられるかについてはそこそこ確定されても、「いかにして

調査が実施されるか、この方法の基本命題を提示することが怠られ、同様にこの調査のかかわらねばならない時期を指示することがなござりにされた¹⁹⁾。こうした調査方法の不統一さから重大な欠陥が生じる。例えば、ザクセンでの営業調査では、この46年調査の価値を全面的に否定しかねないような結果が出てきている。エンゲルがザクセン王国統計局 (30年設立の統計協会が50年に国家統計局となる) の長に就任しての最初の仕事が49年のザクセン人口調査での就業関係をまとめることであり、この中でその結果として出てきた住民の就業状況と他方の49年に公開された46年営業統計との「恐るべきずれ (haarsträubende Verschiedenheit)」に出会った。このずれは3年の時差をもってしては説明不能であった。調査としては人口調査の方により正確性があり、これと比較して46年調査の数量があまりにも信頼性に乏しいと判定される。これは、人口調査がそれぞれの下位行政区の住民リストを原資料にしそこでの就業関係を捉えたのに対し、営業調査は住民リストとは別の税務資料にもとづいた営業体の計上に頼り、前者の網羅性に比し後者のそれがはるかに劣っていたことの表れと考えられる。

19世紀ドイツの小経営体の歴史的展開を論じた G. シュモラーも、19世紀中葉の営業統計の不完全さを指摘せざるをえなかった。シュモラーはテュービンゲン大学での学業修了後、義兄の G. リューメリンが主宰していたヴェルテンベルク統計地誌局で試補として実務経験を積んでいた。その最初の仕事が1861年の営業調査結果の整理・総括にあった。ここからさらに、19世紀全体のドイツ各国での小経営=手工業統計に強い関心をもつことになった。シュモラーはいう。営業を手工業と工場に分けることには反対論もあるが (エンゲルによる)、これまでの小経営=手工業の実態と推移をみるうえではこの分割にもそれなりの価値はあった。とはいえ、この手工業統計の記載事項はただ親方と職

18) W. Dieterici, Statistische Uebersicht der Fabrikations- und gewerblichen Zustände in den verschiedenen Staaten des deutschen Zollvereins im Jahre 1846, *Mitthl. d. st. Bur's*, Jg. 4, 1851, S. 253.

19) E. Engel, Nothwendigkeit, a. a. O., S. 163.

人・徒弟の数に留まり、いうところの従業者統計 (Personalstatistik) に終わっている。経営の技術的補助手段や取引についての統計は欠落しているし、そこからは生産とその盛衰、業務上の組織についての報知が得られない。このような制約をもっている。さらに手工業自体も変化しており、現在ではさまざまな手工業が結合されてひとつの企業を成し、例えば毛皮取引、帽子製造や手袋製造が同一の営業体の中で営まれることがある。こうした現実を描写するためにも、旧来の従業者統計としての手工業者統計は改善が必要である。また、世帯・家計リストによる自己申告が進んでいる人口調査と違い、営業調査ではいまだ地方当局 (市や郡) の手に委ねられ、そこには営業関係への適切な洞察や調査への意欲が欠けることも多々ある。そこで調査実施が「各国において統一的で同一様式であるか、同じカテゴリーがどこでも同じように捉えられたか、これについては何ら確かな保証はない」²⁰⁾とする。シュモラーによると、これまで営業統計は統計家や経済学者によって顧みられず、有効裡に加工・利用されてこなかったとされ、その理由は以上の調査の不完全さにあるとされている。

同じく、ドイツ営業統計を論じたモルゲンロースも、46年営業調査が初めから全体として統一的な設計 (Anlage) をもたず、概念的明敏さに欠け (特に工場と手工業について)、確定される事実も経営体・従業員・その労働関係・機械に限られ、包括さの点での貧弱さは否めないとする。これを、大規模調査を実施するうえでの前提条件がまだできていないことの結果とする²¹⁾。

以上、46年営業調査に対するいくつかの否定的見解をみてきた。統計史研究の角度からそれらを整理すると次のようにいうことができよう。当時のドイツ各領邦国家においてはいまだ直接

調査の実施条件が備わってはいなかった。これまで通り、統計作成は一般行財政の末端業務としてしか捉えられず、プロイセンの場合には毎3年の12月調査時にベルリンから送付されてきた書式用紙に在りての既存記録から該当数字を転記することで資料蒐集が済んでいた。これは調査票をもたない調査である。従い、調査票をいかに設計するか、つまり企画・準備プロセスが欠け、さらに調査票をいかに運用するか、つまり実査過程への指示もない。調査課題と目的の明示、事前の照査表、調査実施要綱・調査員指示の作成、調査にまつわるこうした一連の方策を定式化しないまま、それら一切を各国の裁量にまかせている。これがエンゲルやモルゲンロースにより調査方法の基礎命題の不備、また統一的設計の欠落と批判されるところのものである。国状記述の伝統の強いドイツでは、特にプロイセン文書主義隆盛のもとでは、中央省庁と地方機関との間におびただしい行政記録の往復があった。手持ちの行財政資料から郡庁は当該地での住民数とその変動、建物、家畜、学校・教会、医療関係、等々についての報知を定期的に中央へ送る義務を有していた。商工業についての営業報告もまた然りである。しかし、こうした行政記録に頼った統計作成では社会発展の中で次第に内実を欠き、実際に乖離した数量しか提供できないことが意識され出す。まずは人口調査において、直接調査による現住人口把握の必要がいわれ出すのが1840年代のプロイセンにおいてであった。これは60年代後半に至り、ようやく市民の自発的参加を得ながら、一軒ごとの世帯調査票を用いた世帯構成員全員の記名によるセンサス形式の直接調査として実現しえた²²⁾。商工業や農業などの経済統計がこの段階にまで達するには、それから20年の歳月が必要である。1840年代はまだとうていその段階には届いていない。

啓発的経営者層を調査にとり込んだとされる

20) G. Schmoller, *Zur Geschichte der deutschen Kleingewerbe im 19. Jahrhundert*, Halle, 1870, S. 9.

21) W. Morgenroth, *Gewerbestatistik, Die Statistik in Deutschland nach ihrem heutigen Stand*, hrsg. von F. Zahn, Bd. 2, München und Berlin, 1911, S. 218-219.

22) これについては、拙稿「国家・社会・統計」(長屋政勝他編『統計と統計理論の社会的形成』北海道大学図書刊行会, 1999年) 152ページ以下, を参照のこと。

が、彼らの力量と協力に調査の完成を託すにはやはり限界がある。中央からの的確な指示と在地当局の入念な準備と実施体制づくりがやはり調査の成否の決め手になろう。営業の自由が進み、これまでの経済構造が流動化し、一方で大規模な工場制生産が少数ながら輩出し、他方で数多くの小・零細経営が広がっている中、行政資料——営業税台帳、ツunft記録、営業目録——に頼っては、各地でのこうした小営業体をくまなく捕捉しえたかは疑問の残るところであり、結果としては比較的大きな営業のみしか捉えられなかったことが予想される²³⁾。これはまた、既述したエンゲルの指摘するザクセンでの結果が出てくる背景であろう。

また、国家の行う調査に対する営業経営者の反応もごく一部を除き全体としては不十分であった。被調査者たる経営者の調査に対する理解と協力の姿勢はほとんど伝わってこない。やはり、この種の調査がこれまで主として徴税業務の一環として続けられてきたことの反映であろう。徴税問題をこえた汎用的基礎資料として営業統計が要請されるという段階にはまだほど遠く、これがひとつの世論にまで高まってゆくのは1860年代以降のことと考えられる。

プロイセンでは43年国家統計表が統計局の編纂したそのままの形で公表され、以降この公表制は時とともに進んでゆく。だが、この1840年代半ば、統計を社会の「公器」とする意識はまだ育っていない。48/49年のフランクフルト国民議会などでも一部の啓発的論者 (F. v. レーデンや M. モール, B. ヒルデブラント) が、ドイツの将来像を描こうにもその基礎に据えられるべき信のおける資料が欠在しているとし、国家責任のもと人口調査を初めとする定期的統計調査の必要性を訴えてはいる。だが、各領邦国家の内部行財政からの副産物であり、内務と財務官僚機構の内部資料に留まってきたこれまでの長い経過が当時の統計を制約する。これを

脱し、被調査者たる市民層が社会統計の有意義性を理解し、調査に対する協力姿勢が育ってゆくには国家統一を前にしたナショナリズムの興隆期まで待たねばならなかった。

2 手工業と工場

営業調査を本格的な統計調査として実施するうえでの現実的制約がある一方で、やはり基本に理論的難点をかかえていたのが46年調査といわざるをえない。それはいうまでもなく、調査単位の限定、とりわけ手工業と工場それぞれに対する概念的規定ならびに両者の関連づけに潜んでいるあいまいさである。プロイセン営業表は伝統的に、局所的需要に応える営業＝手工業、大取引と遠隔地販売用の生産＝工場とする二分法を採ってきており、46年表もこれに立脚していることは明らかである。しかし、これが区分の基準としてはあいまいすぎ、恣意的判断のはいり込む余地を多分に残している。こうした中で、統計局は手工業と工場の双方をその内部にある生産のあり方に触れながらより具体的に規定することを試みる。それによると、

「どの国民にも開化した状態ではたいてい二重の種類の工場の活動が成立している。工場があり、そこでは工場主がしばしばかなりの資本、知性および精神力をもって全体を指導し、ふつう自らは手を下すことなく、これに反して作業場では職工長、労働者、日雇い人、婦人と児童とが商品を製造している。他方で国々には手工業があり、以前は厳しいツunft制にあった。ここでは個々の作業場では若干の職人と徒弟がおり、主人や親方が共に働いているのがふつうである。工場では人間労働がたいていは水力や蒸気といった自然力に支えられている。手工業のもとではふつうはただ、鋸、穿孔器、鉄敷、ハンマー、等々といった比較的小さな道具が利用されているだけである。ここでは全般的消費目的にとっては工場がすぐれており、またそれが必要なことについてより詳しく述べるのは適切ではなからう。だが、強調することができるのは、ある国でいかに工場製造が広がってい

23) モルゲンロースも46年営業調査が結果としては比較的大規模の営業体に偏った調査に終わったとみている。

W. Morgenroth, *Gewerbestatistik*, a. a. O., S. 218.

ようとも、常に手工業がそれと併存するという
こと、また国は目立って大きな工場施設をもた
なくとも手工業者と機械技工の中かなりの工
業的な営業活動をもつことができるということ、
最後に手工業者と機械技工がいたるところ常に
まず最初であって、ふつうそこから後になって
初めて極めて大きな工場施設が部分的に成立し
てきた、ということである²⁴⁾としている。

これは19世紀前半まではかろうじて妥当性をも
った工場と手工業の区分ではあろう。営業の
経営形態と生産方法、そして販路の3側面から
両者を分けようとしている。しかし、この規定
で想定される生産のあり方よりも実際の事態は
さらに先に進んでいると考えられる。つまり、
現実の方がより多面的かつ流動的な経営様式を
かかえ、この関係を捉えるにはこのような固定
の規定では狭隘すぎるということである²⁵⁾。

既に43年調査時に、建設手工業（大工、左官、
石工）の親方の内には、実際には工場主（Fab-
rikherr）、あるいは工場業主（Fabrikunterneh-
mer）ともよばれる層の輩出していることが指
摘されている。都市部に自宅をもち、多くの人
間を雇い農村地帯での工事を請負い、自らは建
築業主（Bauunternehmer）の性格を帯びた者
とされている²⁶⁾。こうした層はその他の都市手
工業——石鹸・蠟燭、革なめし、鍋・釜製造、
真鍮・黄銅細工、鑄鐘といった業種——にも現
れ、これらは営業表では手工業とされながらも、
工場様式による経営へ一歩踏み出しているもの
であった。ここには既に生産方法において、手
労働と道具を離れ機械を用いた分業にもとづく
集中化された作業体系が現出し始めている。

また、同じ手工業者のもとでも複数業種が併
行して営まれる場合、つまり多角的経営を前に、
調査ではその主営業のみをとり挙げ残りは捨象
したとある。さらに、その営業種も世帯主の職
種のみが調べられ、他に成人男子の就労があっ
たとしてもそれは無視されている。このことは、
旧来の手工業調査が都市における伝統的ツンプ
ト制下の営業を軸に、その親方＝世帯主と就業
者の職業調査として継承されてきたことの結果
である。ツンプト制外の営業体の拡張を「自前
で働く者」で一括して捕捉しようとするも、こ
れらがツンプト親方以外の独立経営者によるも
のか、都市周辺部にせり出してきた新興業種に
よるものか、はては都市商人層と結びついた問
屋制下の農村手工業なのかは全く不明である。
従い、これまでの図式ではもはや手工業の中に
芽生えつつある工場制への移行、農村手工業の
進展、手工業での多角的経営、こうした現実の
進行には対処しきれない。先の規定は、かつて
の都市・農村間の厚い壁の下、都市空間の閉鎖
性を強く保ちながら住民の日常的消費——局所
的需要——に対応していた段階の手工業を想定
したものであろうが、これが変貌しつつある手
工業生産の実態に見合わなくなったということ
である。

他方、工場表の方はどうか。営業表でいう工
場とは先の統計局の規定をはるかにこえた生産
と販売システムを想定している。1843年関税同
盟総会でいうところの「日常的な手工業の拡が
りをこえ、主として大規模取引のために活動し
ている製造設備」が工場とされ、当初述べたよ
うに、「工場のもとでは、確かに個々の労働者
が比較的大きな建物にまとめられず、分散して
いるが、しかしひとりの仲介人、あるいは工場
問屋の指揮下で働いており、彼らから原材料を
受け取り、彼らに完成品を手渡すような比較的
大きな営業も含められるべきものとする²⁷⁾と

24) W. Dieterici, Statistische Vergleichen der Anzahl der Handwerker und mechanischen Künstler im Preussischen Staate aus früherer Zeit gegen die jetzige, *Mitthl. d. st. Bur's*, Jg. 1, 1848, S. 214.

25) これは19世紀プロイセン営業統計史をまとめたクラウス女史による次の批判的指摘のとおりである。「標識の事物的限定が十分明確には認識されず、ために『最下位の』調査現場では調査技術上の誤りがとり除かれなかった」(*Quellen zur Berufs- und Gewerbestatistik*, S. 12)

26) *Die statistischen Tabellen des Preussischen Staats*, hrsg. von W. Dieterici, Berlin, 1845, S. 144.

27) プロイセンでの調査においても、「工場には製造が大規模に営まれているすべての営業的企業 (gewerbliche Unternehmung) が、さらに個々の労働者は比較して大きな建物にはまとめられてはならず分散しているが、しかし1人の仲介人あるいは工場問屋の指揮下で働き、彼ノ

されている。従い、ここではまとめて労働者の働いている工場という場所のみならず、作業場が集中されず分散していても、同一の経営組織にくみ込まれている場合、そのような作業単位も工場に含められている。工場表の標題は「一切の製造施設と工場企業」とあるが、ここには単に物理的設備のみならず、後者の工場企業という中には経営組織も包含されていることが明らかになる。つまり、工場とは物的構成物のみならず、製造そのものと経営組織関係を併せもったより広い概念なのである。これが局所をこえた (überlokal), また地域をこえた (überregion) 大取引用に活動する営業体とするよりゆるやかな規定のもとに一括されているのである。工場は固定された物的設備や大規模作業場のみに限定されてはいなく、そこには具体的な営業体として問屋商人と農村家内工業、マニユファクチャー、機械制工場が混在していることになる。さらに、この間にはさまざまな混合形態もあったろう。マニユファクチャーといっても問屋制下に従属しているもの、独立所有者のもの、またマニユファクチャー内部にあってもツンプト制就業関係を保持したものの、労働者・日雇いや婦人・児童労働を主にしたもの、等々である。農村家内労働もすべてが問屋制と結びつくとは限らず、マニユファクチャーや大工場と関係しながらその外部生産単位 (賃労働者) として働く者もあったろう。

では、このような現実の経済関係を営業表はどのように映し出そうとしたのか。マニユファクチャーや機械制工場生産のより進んでいる分野ではその施設数と機械・装置数がそのまま記

載されている。これがこれまでのプロイセン営業表であった。これは金属・建築資材工場や製造工場、紡績業などでみられた通りである。加えて46年表で初めて就業者が労働者として性・年齢区分を伴って表示された。従い、この分野では先にみた工場で労働者が職工長の監督下とまとめて働いている作業場が想定できよう。しかし、こうした段階に達せず、大取引用の活動とはいってもそれが手工業や問屋制家内工業にもとづく場合、先の工場業主のもとにある営業であれば、どのような記載方法がとられるのか。

この点に関する検討材料を与えてくれるのが工場表にある「Ⅱ. 織物」分野であろう。19世紀50年代以降の工業化の大波がおし寄せる以前の40年代には、織物業ではいまだ農村家内工業、また農家の副業として手工業的生産が支配的であった。紡績業に比し織物業での機械化は遅れていた。これらは多くが前貸問屋商人の下に従属し、原材料供給や完成製品販売はその問屋商人およびそれと直接生産者 (織工) の間にあつて業務統轄を担う Factor とよばれる仲介人 (Vermittler) によって手配されていた。工場ではなく分散された織工の自宅が織物作業場であり、これは施設としては計上されえない。これまでの営業表においては織物業の欄では施設数が計上されなく、稼動織機が営業・副業、また製品別に記載されるに留まったのはこのことの反映である。46年表で新たにつけ加えられた就業者も、それが労働者としてではなく親方・職人・徒弟とされていることもこの分野での農村手工業の広範な存続を裏づけるものであろう。しかしながら、このように生産場がその生産力レベルとしては多くが手工業段階にあるのもかかわらず、問屋商人によって市場販売用生産にくみ込まれているため、営業表においては織物業は手工業ではなく工場に枠組みされているのである。この点が機械化のより進んでいる紡績業との違いである。そこでは同じく材料・製品別分類をとりながらも、初めから施設と機械・装置、ならびに労働者数が計上されている。

、らから原材料を提供され、彼らに完成商品をひき渡すような営業的企業も算定されることになる」(Gewerbetabelle 1846, a. a. O., S. 441) とある。ほぼ同じ規定が, W. Dieterici, Uebersicht, a. a. O., S. 150, にもみられる。要するに、工場 (Fabrik) とは、マニユファクチャーなり機械制のもと労働者が共働している物的施設のみならず、手工業者が前貸資本に包摂されている問屋制組織をも併せ含むものと理解されていた。これらが結果として市場販売用大取引に従事する経営層として一括されていたのである。これは18世紀末のプロイセン営業表に共通した考えである。

ところが、46年工場表において初めて同じ織物分野での布地用工場として、羊毛・木綿・亜麻・絹布地製造の4分類がとられ、ここではそれぞれの施設と機械、および労働者の数が挙げられている。これは工場に対する分類基準である。つまり、問屋、マニユファクチャー、機械制下の作業場がまず施設として、そこの織機が機械・装置として、さらに織工とその他従業者が工場労働者として記載されているのである。同じ織物業を対象にしたこうした別様の計上は工場制という経営形態のさらなる出現・伝播が無視できないものとなり、織物業中のその部分だけを別掲しようとする試みである。しかも、布地製造以外にも肩掛けからレース製造までの6業種にこれを挙げようとしたのである。

つまり、織物業での多様な経営形態を前にして、46年営業表はこれを二面から捕捉しようとしたわけである。一方では、織物分野での物的装置＝稼動織機を主営業／副業別と製品別の計10種において捉え、かつ新たに主営業での就業者を手工業生産者として一括記載しようとした。これはこれまでの営業表の方向に沿ったものである。すなわち、経営形態を不問にしたまま、すべての種類の営業体（独立手工業や家内工業、マニユファクチャーや機械制工場）に配置されている織機数と織工数が計上されている。工場制の織物業を含めながらも、分類では手工業生産における標識を用いている。従い、ここでは工場織工を他の織工から区別することができない。また、作業現場にはその他の手捲・整経・軸巻・模型作り等々の助手（Hilfskraft）、また運搬や清掃等々の補助労働に就いている者もいるのだが、この層はここには含まれていない。このため織物分野に従事している就業人口はここには掲示されていない。ところが他方で、工場様式で営まれている織物業にあっては、施設の他に機械・装置として織機が力織機／手織機別に、また工場織工が労働者として、しかもそこには先の助手層と一緒にされて計上されている。ここでは別の記載様式が採用されている。こうして、後にプロイセン統計史をまとめた

R. ベックのいうように、「既に1846年調査の際に、工場用に活動している織機およびそこで働いている労働者は2度にわたり工場表に記入されることになったため（ことに労働者はそうである；1度目はその他の工場労働者と、2度目は手工業様式で働いている織工と一緒にされて）、正しい帰結を得ることがいかに難しいかが明らかになった。……このため、織物工場とその他の織物業で働いている人間の数を営業表から確定することは依然として不可能なままである」²⁸⁾ということになる。

工場における織機は一方では他の稼動織機と一括され他方では工場の機械・装置として計上され、また工場織工は一方では他営業での織工と一緒にされ他方では他の工場労働者とまとめられ、いずれもが二重に計算されている。また稼動織機のもとの織工総数では助手層を除外しているため就業人口としては過小であり、他方で工場労働者と織工全体を合算して工場織工を控除して推計しようとしても、その工場織工数が不明なため不可能であり、また工場以外での助手の数もわからない。結局、織物分野での就業人口を算出できないという、統計表としては実に不首尾な事態に終わっている。

46年工場表はこれまでどおり各分野・業種ごとの物的設備の調査を基調にしながらこれに新たに就業者構成を部分的ではあるが附加したものである。これはいってみれば製造場での物と人の配置調査である。ところがこの単なる配置調査の枠をこえて、特に工場様式にある物と人の配置をあえて二重計算を承知してまでも実施しようとした。これは工場制生産の拡張という現実になんとか対応しようとする試みではあった。しかし、機械制生産確立以前の現実の多様性にひきずられ、旧い表示様式と新たなそれとを併用したため、同じ単位を一枚の表に二度にわたり計上するという統計表としては不都合な結果をもたらすことになった。やはり、ここでは営業の経営形態別分類を前面に立て、それ

28) R. Boeckh, *Entwicklung*, S. 80.

ぞれのカテゴリー別に同質の経営単位をまとめあげ、その上でそれぞれの経営種に特有の物的装置と人的構成を記載してゆくという方式が採られるべきであろう。これは、これまでのプロイセン営業表に欠けていた経営調査としての性格を加味してゆくことである。

おわりに

46年関税同盟営業表は、部分的修正や拡張を伴いながらもこれまでのプロイセン営業表のもっていた性格を濃厚に受け継いだものであった。従い、その欠陥をも引きずらなくてはならなかった。

同じ営業体の捕捉を目ざしながら、旧プロイセン時代からの手工業者／工場の二分法を採用していた。もともとこの2つはそれが捉えようとする目標に異なったものがあり、前者のそれは業種ごとの就業者とその職業身分別分類であり、後者のそれは製造施設と機械・装置の配置状況であった。46年表において、この2つが初めて表として分離された。第1表は手工業者を捕捉の主対象に据えながら、異質な経営といえるその他の販売、流通、サービス分野すべてを包含するものとなった。このため異質な経済活動が分類標識を不統一にしたまま一連の統計表で連結されるという結果がもたらされた。プロイセン営業表のこれまでの悪弊がそのまま残されている。加えて、手工業者分野そのものにも旧来の都市ツンプト制のもとで想定されてきた局所的営業をこえて、農村手工業や工場制ともよばれるような経営層が輩出してき、これまでの

手工業者表の枠組みの狭さが問題となってきた。

第2表として工場表を独立させ、局所的営業をこえた比較的大きな経営を捉えようとするところに46年表の眼目があった。しかし、農村家内工業から機械制工場にいたるまでさまざまな経営形態を混在させた現実の経済関係を前にして、関税同盟の用意した工場規定ではこれに対応できない。「大取引に従事する営業」という中には、本来の工場生産も問屋制に組織された家内手工業も、その区別がなされないまま一括され、工場が他と区別される基本的基準が生産力レベルにあるのか経営組織関係にあるのか、また両者を複合したものにありとすればその相互関係はどうあるのか、これが最後まで不明のまま残された。

手工業も工場も同じく物的商品の製造・加工・精製にあたる経営組織である。従い、同一分野・業種には経営組織全体を構成する同種の単位として手工業的経営体も工場経営体もあるわけで、経営形態別分類をベースにしてそれぞれのカテゴリーに属する個体(単位)ひとつひとつを枚挙し、その施設・設備、機械・装置、雇用主・被雇用者の数を調べ挙げるという方向が、複雑・多様化してゆく現実の営業状態を統計的に整理して把握する途かと考えられる。プロイセン営業表の二分法が現実妥当性を失い、それに替わる集団観察様式の必要性を初めて示したのが1846年関税同盟営業表であったといえる。